

羽の情報便

災害減免法による所得税の軽減免除

2010年分の申告においても減免措置が適用される可能性があります。先月に引き続きお届けします。

災害減免法による所得税の軽減免除についてご説明します。

災害により住宅や家財に損害を受けたときは、災害減免法により所得税が軽減免除されます。

災害のあった年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、災害により受けた損害額が住宅または家財の2分の1以上で、かつ、雑損控除の適用を受けない場合は、所得金額に応じて所得税額が軽減免除されます。

具体的には、合計所得金額が500万円以下の場合には所得税の全額が免除されます。合計所得金額が500万円を超え750万円以下の場合には所得税額の2分の1が、合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の場合には所得税額の4分の1が軽減されます。

住宅または家財とは、自己またはその者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の合計所得金額が基礎控除額以下である者が所有する常時起居する住宅または日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。

雑損控除の場合には、棚卸資産等特定の資産を除く一切の資産が対象となる一方で、災害減免法の場合には、住宅、家財に限られます。

別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で1個または1組の価格が30万円を超えるものは対象外となるのは雑損控除と同様です。

給与所得者が災害減免法により源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた場合は年末調整されないため、確定申告により所得税を精算します。

災害減免法の適用を受けるためには、確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として確定申告期限内に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要です。



当社の運営サイトのご紹介

経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>

スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

海外に勤務していた従業員が、四月に帰国して国内勤務になりました。次の年末調整をするときはいつの給与をもとに計算すればよいのでしょうか？

この社員の方は、三月までは非居住者であったため、帰国後の給与をもとに年末調整の計算をすることになります。

例えば未締め翌月二十五日払いの場合、帰国後の給与とは原則として帰国後に支給日が到来するものをいうため、三月分の給与は含めて計算しなければなりません。
一月と二月分については年末調整の対象外となります。



税金まめ知識（第47回）海外勤務者及び外国人の税金

1. 居住者と非居住者

所得税では、日本国内における居住の形態などにより、納税者を居住者、非永住者、非居住者に区分し、課税所得の範囲や源泉徴収の税率などについて異なる扱いをしています。

	定義	課税の範囲
居住者	国内に住所を有する個人または現在まで引続き1年以上居住を有する個人	国内源泉所得と国外源泉所得のすべての所得
非永住者	居住者のうち、日本国籍をもたず、かつ、過去10年以内に国内に住所又は居住を有していた期間の合計が5年以下である個人	国内源泉所得と国外源泉所得のうち日本国内で支払われたもの。又は国外から送金されたもの
非居住者	居住者以外の個人	国内源泉所得のみ

2. 海外勤務者と税金

サラリーマンが海外勤務者となった場合、原則として海外勤務の予定期間が1年以上になるときは、出国の日の翌日から非居住者となります。年の途中で出国する場合には、国内の源泉徴収義務者（勤務先）のもとで、年末調整が行われるほか、出国のときまでに確定申告書の提出が必要となる場合があります。

また、出国後に、自宅を賃貸するなどにより日本国内において所得が生じる場合には、国内源泉所得として確定申告をしなければなりません。

確定申告の必要がある人などが海外に転勤するときは、出発の日までに納税管理人を選任して税務署に届け出る必要があります。

納税管理人とは、確定申告書の提出や税金の納付などを非居住者に代わってする人のことをいいます。

3. 外国人と税金

外国人の方で、日本国内において所得が生じる場合の課税についても、外国人の方が居住者に該当するか、非居住者に該当するかにより課税方法が異なります。居住者に該当する場合には、すべての所得に対して課税されます。

非居住者の場合には、国内源泉所得がある場合のみ、源泉徴収が行われることとなるか、または確定申告が必要になりますが、非居住者が国内に事務所など（恒久的施設）を有するか否かにより申告を必要とする所得の範囲が変わります。



5月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日
自動車税の納付

5月10日(火)

4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



5月31日(火)

3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



毎月の電気代でコスト削減 ~月々の電気代を最大40%コストカット!~



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例36 : ホルモン居酒屋 (年間 38.6%の削減)

合理化前		合理化後	
年間の電気料	565,928円 / 年	年間の電気料	347,396円 / 年

年間の電気料金削減金額 1年間で **218,532円** 10年間で **2,185,320円**

とにかく電気代削減診断(無料)だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (21)

似ているけれど・・・違いは何?



「配付」と「配布」

知っている人に配るのが「配付」、不特定多数の人に配るのが「配布」です。

「訂正」と「修正」

「訂正」が誤りを正しくすることに特化した語句、「修正」は、間違っていないが、より良くするために手を加えたりする場合にも用います。

「ハマチ」と「ブリ」

「ハマチ」は、広く生育途上のブリの意味で使われます。メジロやイナダも生育途中のブリです。

「ニラレバ」と「レバニラ」

「ニラレバ炒め」は「ニラ入りのレバー炒め」、「レバニラ炒め」は「レバー入りのニラ炒め」です。
中華料理屋さんによって呼び方が違いますが、つまり一緒です。(笑)



今月のコラム

春から初夏への移り変わりを楽しんでいた
ら、あつという間に、沖縄や九州から梅雨入り
のニュースが飛び込んできました。関東地方の
例年の梅雨入りは六月十日頃、梅雨明けは七月
二十日頃ですが、今年の東京の梅雨入りは早ま
るかもしれないとのこと。夏は猛暑の予想
で、さらに節電ニッポン・・・とても暑い夏に
なりそうですね。

先日、経産省より、この夏の東京電力、東北電
力管内の大口需要者に対してピーク電力を十五
パーセント削減する「電力使用制限令」が発表さ
れました。東京電力管内では、七月一日から九月
二十二日の平日、九時から二十時までが対象にな
ります。テナントビルに関してはオーナーに対し
て使用制限が課せられますので、そこに入居する
店舗や企業も影響は免れられません。最終的には、
企業に働く人の暑さに負けない根性と忍耐力が最
も必要なかもしれません。

夏休みの計画もそろそろ考えなければと思う
今日この頃です。今年は震災もあって自粛ムー
ドですし、自然いっぱいのカンパ場にも友
達と行くことが思っています。なるべく東北方
面に行つて少しでも復興に役に立てれば・・・
と思つてます。



会計経理事務コストを大幅カット！

- 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします -

記帳代行サービス料金

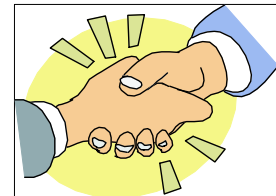
個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～
個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

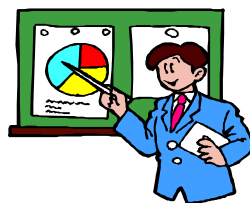
伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～
領収書、レシート等の貼り付け

領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



蒸し暑くなってきましたが
節電・クールビスで頑張りましょう。

